

# 下水道排水設備工事責任技術者のみなさまへ

令和2年（2020年）4月1日より  
下水道排水設備工事責任技術者の登録制度が  
変わりました。

## 《改正の概要》

下水道排水設備工事責任技術者の登録は、令和2年4月1日より各市町村から大阪府下水道協会に移行しました。

### 【条例改正】

「豊中市下水道条例の一部を改正する条例」が令和元年（2019年）9月27日に公布され、令和2年（2020年）4月1日に施行されました。

（改正前）

- ・ 第9条第5項  
責任技術者は管理規程で定める機関（大阪府下水道協会）が行う試験に合格した者でなければならない。
- ・ 第9条第6項  
責任技術者は、管理者に登録を申請し、証書の交付を受けなければならない。



（改正後）

- ・ 第9条第5項  
責任技術者は管理規程で定める機関（大阪府下水道協会）に責任技術者として登録された者でなければならない。
- ・ 第9条第6項  
削除

## 《注意事項》

※制度改正前に、豊中市上下水道事業管理者が発行している「豊中市排水設備工事責任技術者証」は、有効期間が経過するまでの間、大阪府下水道協会の下水道排水設備工事責任技術者証としてみなすことができますが、そのためには大阪府下水道協会へ登録する必要があります。

※大阪府下水道協会に下水道排水設備工事責任技術者として登録されなければ、指定排水設備工事業者の指定要件を満たさなくなることがありますので、ご注意ください。

※制度改正後は、下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の受付等は（一財）都市技術センターが行います。（豊中市上下水道局では受付できなくなります。）

※制度改正後は、「排水設備工事計画確認申請書」、「排水設備工事点検表」及び「排水設備工事完工届兼公共下水道使用開始届」の登録番号は合格番号（5～7桁の数字）を記入してください。

◇豊中市排水設備工事責任技術者についての問い合わせ先◇

豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 給排水サービス課 TEL：06-6858-2961